

「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」規約

(名称)

第1条 本会は、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、安全衛生経費が適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確實に支払われるような実効性のある施策を検討すること等を目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

2 検討会に座長を置き、座長は、議長として会議の議事を整理する。

(会議)

第4条 検討会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

3 会議は原則として公開で開催する。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

4 会議配布資料は、国土交通省のホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

5 会議における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省のホームページに公開するものとする。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課※に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、平成30年6月7日から施行する。